別添２

# 消防用積載梯子取扱説明書

平成２０年１１月２７日

埼玉県幸手市 内国府間６４１番地

関　東　梯　子　株　式　会　社

電　話 ０４８０－４０－１１２１

ＦＡＸ ０４８０－４４－３３０５

1．安全上のご注意

この度は、当社製品のご用命誠に有難うございます。

この取扱説明書は、消防用積載梯子(以下、梯子という。）に伴なう安全上のご注意について記載いたします。ご使用前には必ず、この取扱説明書をよくお読みいただき、事故や破損を未然に防ぐために正しくお使いください。今般における消化活動や救助活動等に幅広く活用されているため、機動性や安全使用荷重を損なわないよう、軽量化を重視した構造となっております。

よって梯子の使用頻度や使用状況によっても梯子の状態は異なります。また、経年変化や、梯子の劣化にも影響を及ぼします。安心、安全にご使用いただく梯子ですので日々の点検及び調整は必ず行ってください。この取り扱い説明書はお読みになった後も大切に保存してください。

2．ご使用前の点検

梯子をご使用になる前は必ず点検を行い、異常がないことを確認してください。梯子に破損や機能などに異常があるときは、絶対に使用しないでください。また、早急な修理措置を講じてください。

① 目視点検

梯子を構成している溶接箇所の亀裂や劣化、または接続部品や可動部品などの欠落や磨耗などを確認してください。

⑴梯子本体に水滴や砂塵、油などが付着している場合は必ず拭き取ってください。

⑵サビや腐食が発生している場合は注意してください。

⑶各部品に異常がある場合は早急に交換してください。

② 操作点検

伸縮てい操作を取り扱いにおいて確認してください。伸縮てい操作が円滑に行われない場合は、各連の部位や掛金部品に異常が見受けられます。

⑴ 上段 3 連目と 2 連目が著しく緩衝する場合は注意してください。

⑵ 滑車や引綱に異常がある場合は早急に交換してください。

③ 昇降点検

昇降する際は必ず各連の状態を確認してください。各連の主管や横桟に変形や湾曲が発生していると梯子の強度は著しく低下しており、危険や事故の原因となります。安全確認を行いながら速やかに移動してください。

概要

梯子は使用上の安全を確保するため、構造及び機能等に係わる安全基準に伴い、日本消防検定協会において型式鑑定を実施された梯子です。
梯子はすべて型式鑑定及び個別鑑定に合格したものであり、下記の
型式番号が銘板により表記されておりますので必ず確認をしてください。

- 消防用積載梯子(伸縮式二連、三連梯子)

  鑑は第 5～7 号：鋼管製 3 連梯子/ＫＨＦＬ―ライト

  鑑は第 5～8 号：ステンレス製 3 連梯子/ＫＨＦＬ―ＳＩＷ

  鑑は第 10～4 号：アルミ製 3 連梯子/ＫＨＲＦ

  鑑は第 12～1 号：チタン製 3 連梯子/ＫＨＡ

  鑑は第 17～1 号：チタン製 3 連梯子/ＫＨＦＬ―ＣＴ

  鑑は第 5～16 号：鋼管製 2 連梯子/ＫＨＦＬ―ライト

  鑑は第 8～1 号：ステンレス製 2 連梯子/ＫＨＦＬ―ＳＩＷ

構造

消防用積載はしごの主材としては、鋼管と鋼棒が多様としているが、特殊鋼、軽金属も使用されている。また鋼管製はしごが多く普及されてはいるが、軽量かつ比強度に優れているチタン製やアルミ製が開発されてからは、従来の鋼管製はしごよりも使用頻度は高いと思われる。消防用積載はしごの構造は、主管と横桟及び支管の接合部による溶接加工によって組み立てられる。伸縮式はしごは、ロープ(引綱)を引くことによって上段の梯子がそれぞれ伸長し、任意の支管位置に掛金で固定することが出来る。さらには、従来における伸縮式三連はしごの新規改良構造及び機能等としての追記をする。従来の構造及び機能等の異なる新製品のチタン製、アルミ製三連はしごは、活動等の妨げとなる滑車及び引綱をはしご本体の裏側に取り付け、伸縮時にははしごの昇降面の裏側より伸縮梯操作を行い、従来の各連に通された引綱による昇降を改善し、引綱に変わる接続されたワイヤーロープに連動により中段二段目と上段三段目が同時に伸縮梯する仕組みになっている。また接続されたワイヤーロープの利点として、各連がワイヤーロープに吊られた状態になるので、伸ていしたはしごのてい体を移動する際に、誤って中段二段目が降下する危険性が無い。夜間などでのはしごの伸縮梯時に活用できる為の措置として、掛金確認安全装置をはしごの側面に取付けた。伸長する際、任意の位置で掛金を固定するが、夜間または視界の悪い場所では約３.５ｍ位置にある掛金の作動が確認出来ない場合がある。そのためこの装置は、掛金が支管に掛かると発光ダイオードが点滅するとともに確認ブザーが鳴る仕組みになっている。

① 伸縮式二連、三連はしご

ａ　架ていするときは、左右の傾斜のない場所を選ぶ。

ｂ　伸てい、縮ていは、はしごを垂直にして行う。

ｃ　必要長さに伸ていしたら、左右の掛金が完全に作動しているか確認し、引綱をたるみ無く張り、一連目の横桟に結着する。
(掛金がかかっていない場合の落下防止措置とする)

ｄ　架てい角度は、地盤面に対して 75 度を原則とする。

ｅ　架てい後は、必ず先端に付属する補助ロープを用いて建物の手摺等に結着する。昇降する際は側面の取手を保持し、てい体を確保する。

ｆ　縮ていするときは、先端の補助ロープを解き、横桟に結着された引綱を緩める。引綱を引くことにより左右の掛金が解除され、各連が順次収納される。

② 新規伸縮式三連はしご(ＫＨＲＦ，ＫＨＡ)

ａ　架ていするときは、傾斜のない場所を選定する。

ｂ　伸てい、縮ていは従来の操作方法と異なり、はしごの昇降する面の裏側より行う。伸てい縮ていする際は、昇降する側で確保とする。

ｃ　三連目及び二連目が同時に伸ていし、任意の長さに上昇させる。掛金が同時に左右の第一掛金及び第二掛金の支管に固定されると掛金確認安全装置が作動し、発光ダイオードの点滅と確認ブザーの確認が行われる。引綱はたるみなく張り、一連目の裏桟に結着させる。

ｄ　架てい角度は、地盤面に対して 75 度を原則とする。

ｅ　架てい後状況に応じて、確保者がてい体を昇降面の裏側より確保するか、又は先端の補助ロープを用いて固定する。

ｆ　縮ていするときは引綱の結着を解き、いったん引き綱を引いて掛金を外してから再度引綱をゆるめる。

③ その他

ａ　火炎に直接、接する場所に架ていしないこと。

ｂ　伸ていしたときは、掛金の作動を必ず確認し、引綱の結着を確実に行うこと。

ｃ　はしごに掛かる荷重は、一箇所に集中しないように、救助ロープ等を用いて拡散させる。

ｄ　極端な低角度で使用する場合、はしごの側面等に救助ロープ等で確保しトラ張りを施す。水平状態では使用しないこと。

ｅ　登はんは、努めて静かに行い、はしごに衝撃荷重を与えないようにすること。

ｆ　縮ていする時は、静かに行うこと。

以上です。